

令和7年8月29日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市文化財保護審議会

会長 菱田 哲郎

答 申

令和7年1月17日付で諮問のあった「重要文化財旧ハンター住宅の耐震化工事に伴う、中央区北野町旧山口邸敷地内への移築と保存」について慎重審議の結果、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）の規定により、文化財の保存及び活用に関する重要事項として、下記の通り意見を付して答申いたします。

記

重要文化財建造物の移築は本来行うべきではないという意見、および移築することにより旧山口邸の文化環境の毀損に繋がるという意見も踏まえ、次の付帯条件を申し添えます。

1. 旧ハンター住宅の耐震化工事を確実にを行い、旧山口邸敷地内の安全を確保すること。
2. 旧山口邸の保存を確実にを行い、庭園の重要な要素を残すこと。
3. 旧ハンター住宅を旧山口邸へ移築する経緯を明示し、掲示すること。
4. 将来的には、旧ハンター住宅が建っていた場所への移築を検討し、旧山口邸の庭園も旧状を復元すること。

(付記) 今回の諮問については、その妥当性についても議論された。